

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 3 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

民間賃貸住宅事業者から紹介による住居確保給付金等の相談が
あった場合の適切な対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う景気悪化への懸念が高まる中で、生活に困窮される方への不安等に寄り添い、対応していくことが求められています。

そのような状況の中で、国土交通省において、賃貸住宅関係団体等を通じて、その所属会員企業等に対して、民間賃貸住宅に居住している新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活に困窮している方に対し、その置かれた状況に十分に配慮した丁寧な対応が依頼されています。具体的には、生活に困窮している居住者について、住居確保給付金の相談・申請窓口である自立相談支援機関を紹介するよう、対応がお願いされています。

については、賃貸住宅関係団体等からの紹介により、住居確保給付金等の相談があった場合には、適切に申請に結びつけるなど、住宅部局などとも連携しながら、必要な支援をお願いします。

各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）に周知いただくよう、よろしくお願いいたします。

別紙：「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）」（令和2年4月2日国土交通省住宅局住宅総合整備課、国土交通省土地・建設産業局不動産課事務連絡）

【送付先一覧】

- （公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会
- （公財）日本賃貸住宅管理協会
- （一社）全国住宅産業協会
- （一社）不動産協会
- （公社）全国宅地建物取引業協会連合会
- （公社）全日本不動産協会
- （一社）不動産流通経営協会

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室相談支援係
TEL：03-5253-1111（内線：2231）
FAX：03-3592-1459

(参考)

事務連絡
令和2年4月2日

賃貸住宅関係団体 御中
不動産関連団体 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課
国土交通省土地・建設産業局不動産課

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）

平素より国土交通行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、人や物の動きが停滞し、様々な事業活動の運営に多大な影響が生じてきているところです。

こうした中で、民間賃貸住宅に居住している方の中には、事業所の休業等によって就労環境が変化する等により収入が減少し、生活に困窮する事案も生じているところです。

貴団体の所属会員企業等の皆様におかれましては、民間賃貸住宅に居住している新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活に困窮している方に対し、その置かれた状況に十分に配慮した丁寧な対応をお願いいたします。

つきましては、居住者から相談を受けた場合には、各自治体にある「住居確保給付金」の窓口である「生活困窮者自立支援制度の相談窓口（参考1）」や「新型コロナウイルス感染症 ご利用くださいお役立ち情報（参考2）」を相談者にご紹介いただくなどの対応もお願いいたします。

なお、金融庁より金融機関に対し、賃貸事業者を含む事業者や個人の有するローンについて、返済猶予など条件変更迅速かつ柔軟に対応するよう要請がなされているところであり、この点に関してもあわせてご周知いただきますよう、お願い申し上げます（参考3）。

また、生活保護制度における住宅扶助の代理納付に関しましては、既に情報提供したところですが、家賃等を滞納している者に対しては、原則として住宅扶助を代理納付することとされましたので、あわせてご周知いただきますよう、お願い申し上げます。

（参考1）

○自立相談支援機関の相談窓口一覧

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html>

（参考2）

○『新型コロナウイルス感染症 ご利用くださいお役立ち情報』

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_index.html

（参考3）

○『新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰りやローンの返済等でお困りの皆様へ』

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/06.pdf>